

西東京市こども家庭センターの設置

《基本理念》

子どもの健やかな育ちと、安心を感じられる子育てライフ
～サポートとセーフティ～

目的

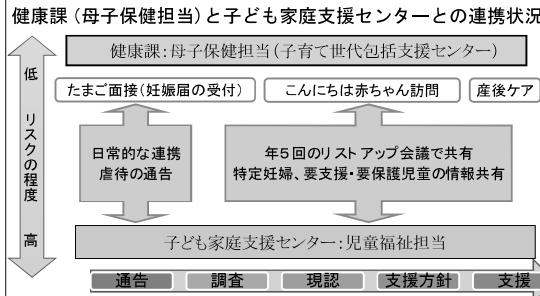
- ① 切れ目なく子育てに寄り添い、地域につなぎ、子どもが自分らしく生きる大人として成長することを支える。
- ② 妊産婦、子育て家庭(保護者)、子どもについて、支援の必要な家庭を支援し、地域での安心を感じられる子育てを支え、児童虐待等の未然防止につなげる。
- ③ 保健・医療・福祉による包括的な支援体制を構築する。

市の現状

西東京市における児童虐待の通告件数は、令和4年度501件、5年間で約1.4倍増。
(件)

年度	H30	R1	R2	R3	R4
児童虐待	363	284	474	501	501

件数増加の要因として、要保護児童対策地域協議会を活用した各関係機関との連携体制の一層の強化、市民への啓発活動等により、市民や関係機関の意識が高まり、疑わしい場合でも積極的に通告するようになったことも挙げられる。



国の課題

- ・令和3年度の児童相談所の相談対応件数過去最多の207,660件
- ・ハイリスクな事例は、3歳以下、特に0歳児が多く、妊娠期や周産期における問題がある。子育て支援事業の利用率が低く、児童福祉担当の子ども家庭総合支援拠点につながっていないことが多い。
- ・母子保健担当部署における虐待への認識をさらに高め、母子保健と児童福祉の双方が予防視点に立って早期情報の共有や連携ができる支援体制の構築が必要。

市の課題

健康課(母子保健担当)及び子ども家庭支援センター(児童福祉担当)それぞれが、相談や事業を通じて気になる事例があれば支援の必要性について判断し、連携をしている。虐待通告を受ける学齢期の事例で、妊娠期、乳幼児期に予防的介入が必要であった場合もある。専門性(医療・保健、福祉等)による判断基準の違いや、組織が異なることによるタイムラグが生じている。

妊娠届の受付段階から支援の必要性を合同で判断し、すぐに支援を開始する必要がある。母子保健、児童福祉の両方合わせた視点で、妊産婦、家庭、子どもにおけるリスク判断をする必要がある。

健康課と子ども家庭支援センターのさらなる連携が必要であり、一体化させる。

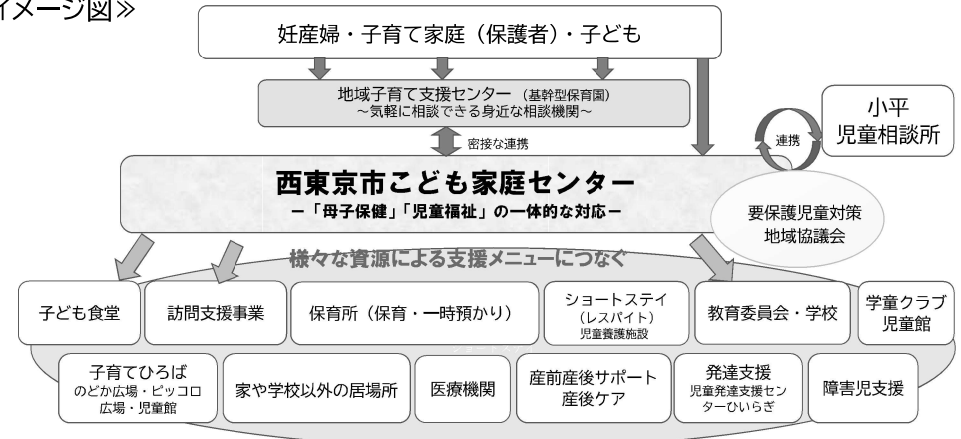
西東京市こども家庭センター

※健康課に設置している「子育て世代包括支援センター」と子ども家庭支援センターに設置している「子ども家庭総合支援拠点」は、『こども家庭センター』に一本化する。

《運営の視点》

- ① 子どもを個人として尊重する(子どもの意見、心身の状態の尊重)
- ② 子どもの最善の利益を考える(専門的観点からの判断)
- ③ 保護者を孤立させない(行政・地域で子育てをサポート)

《イメージ図》



連携から一体へ

- ・母子保健・児童福祉の包括的な支援
- ・こども家庭センター長による指揮命令の一本化

統括支援員の配置

- ・合同ケース会議の開催、サポートプラン作成の判断と進行管理

情報の一元管理

- ・システムによる記録等の共有化による判断・時間の効率化・分析の精度向上

《事業効果》

・健康課(母子保健担当)と子ども家庭支援センターの職員双方が「こども家庭センター」職員として位置づけられることで、円滑な情報共有や合同ケース会議等を逐次開催することができる。

・妊娠期から、支援の必要性を、保健師、助産師、心理士、栄養士、歯科衛生士等及び医師等による母子保健(保健・医療)の観点に加え、児童福祉の観点からも判断し、出産直後の虐待予防につなげることができる。

・18歳までのあらゆる段階における困難に対しても、成育歴や家族歴等を把握することでアセスメント機能が向上し、子どもの最善の利益につながる適切な支援を行うことができる。

⇒児童虐待の予防的支援の強化

⇒支援を要する子ども・子育て家庭、妊産婦への適宜適切な支援の拡充